



漆間 啓
うるま けい
審議会副議長
宇宙開発利用推進委員長
三菱電機社長

宇宙活動法の見直しに関する提言

提言

「宇宙」は、イノベーションの促進や科学技術の発展だけでなく、気候変動などによる地球規模の課題の解決や、産業の国際競争力の向上、さらには外交・安全保障を含め、広範な領域に貢献し得る活動の舞台となっている。

近年、宇宙輸送分野の急速な技術進歩に伴い、サブオービタル飛行や宇宙機の大気圏への再突入など、新たな宇宙輸送の形態が現れている。また人工衛星の打ち上げ需要の増加に対応する形で、世界におけるロケット打ち上げ数は右肩上がり増加しており、衛星から得られるデータに基づく様々なサービスが幅広く活用されている。将来的には、2030年までの国際

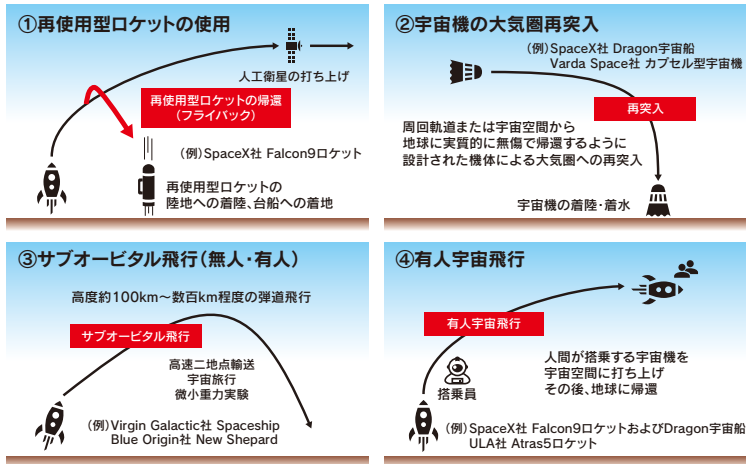
ペースポートの整備支援と改修・更新工事などの手続きの簡素化、さらには地元住民の理解に向けた活動などの充実を求めた。

事故に対する補償の拡充と公共の安全確保

同時に、宇宙ビジネスを健全に発展させていくためには、事故に対する補償の拡充と公共の安全確保が欠かせない(図表2)。

例えば、打ち上げ時のロケットや一部の人工衛星などの地上落下損害に対する補償の拡

図表1 新たな宇宙輸送形態(例)



出所：内閣府資料

図表2 事故に対する補償の拡充(具体的な内容)

① ロケット等の地上落下損害に対する補償の拡充
② 損害賠償補償契約締結の時期の見直し
③ 人工衛星落下等による損害補償の拡充
④ 民間衛星間の衝突に対する補償への対応
⑤ 物資補給機や低軌道モジュールの相互免責合意を求める政府間調整
⑥ 将来的課題(低軌道間輸送・宇宙往還機の着陸、有人宇宙輸送)に向けた議論の深化

新たな宇宙ビジネスの創出に向けた対応

今後、新たな宇宙輸送形態がグローバルに展開することが見込まれる中(図表1)、新たな宇宙ビジネスの創出に向けてわが国が目指すべき政策の方向性として、大きく2点を要望している。

一つ目は、現行法では対応できない可能性があるサブオービタル飛行などに対して、法令での規定やガイドライン・基準、運用などの面で柔軟性を確保した形で、国内法の整備と国際的な潮流に適切に対応していくことである。

二つ目は、グローバルな競争を視野に入れ、宇宙活動にかかわる関連制度の導入時に事業者の追加的な負担とならぬよう、制度を他国の規律や審査基準を踏まえた内容にすることである。

宇宙産業の国際競争力のさらなる強化に向けた施策の展開

足元では、小型衛星コンステレーション用の中小型ロケットなどの打ち上げ機体の急速な需要拡大によって、ロケットの多頻度打ち上げの実現に不可欠な射場・設備の不足や、打ち上げ機能・性能の向上などの課題に直面している。こうした課題の解決に向け、提言では、①ロケットをタイムリーかつ高頻度で打ち上げるための打ち上げにかかわる包括的な許可制度の導入や、②人工衛星の需要拡大に対応した型式証明制度の導入、③射場・ス

充、またそれら補償契約手続き面での見直しを求めている。加えて、今後の宇宙空間の混雑化などで発生し得る軌道上での衝突事故への補償のあり方の検討、さらには民間宇宙ステーション関連分野における企業間の相互免責合意を求める政府間調整の検討の必要性を訴えている。

また、公共の安全確保という観点では、政府による積極的な情報公開が重要であるほか、ガイドラインを作成して企業が円滑に対応できる仕組みを構築していかなければならない。

国際競争力強化と宇宙空間のサステナビリティ確保への配慮

宇宙活動が活発化するにつれ、宇宙空間のサステナビリティ確保の必要性が高まってお

国を挙げた宇宙産業の発展に向けた取り組み

今後とも、広範な活動領域を有する宇宙において、産業としてさらなる発展を実現していくために、政府は、国際的な整合性を踏まえたうえで、宇宙産業の活性化に向けた法制度の構築と、宇宙ビジネスを取り巻く急速な環境変化に対応した諸制度のタイムリーな見直しとともに、ロケットの打ち上げなどにかかわるインフラ整備を進めていくべきである。また、JAXAを中心とする宇宙技術の研究開発や宇宙利用に必要な情報の積極的な開示も重要となる。

産業界としても、わが国の宇宙活動の自立性を維持・強化し、世界をリードしていくことができるよう、長年培ってきた技術やノウハウを最大限活用し、宇宙関連市場のさらなる拡大に尽力していく所存である。

(注1)サブオービタル飛行：地上から出発して宇宙空間まで上昇後、地球周回軌道には乗らず地上に帰還する飛行
(注2)宇宙活動法：人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律